

副本

令和8年(行コ)第5号 若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求控訴事件

控訴人 能條桃子ほか5名

被控訴人 国

控 訴 答 弁 書

令和8年6月15日

東京高等裁判所第1民事部ホB係 御中

被控訴人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙のとおり)

部 付 小 西 俊 輔

訟 務 官 山 城 道 子

法務事務官 勝 浦 雪 奈

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

総務省自治行政局選挙部管理課

総務事務官 中 島 圭 一

総務事務官 鳴 海 太 郎

目 次

第1	控訴の趣旨に対する答弁	4
第2	被控訴人の主張	4
1	はじめに	4
2	本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えは、いずれも不適法な訴えであること.....	5
(1)	本件地位確認の訴えについて	5
(2)	本件違法確認の訴えについて	9
3	原判決に判断の遺脱等がある旨をいう控訴人らの主張に理由がないこと ..	11
(1)	本件各規定の憲法適合性については、国会に広い立法裁量があることを前提として、本件各規定に合理性があるか否かを判断すれば足りるから、原判決に判断の遺脱等がないこと	11
(2)	町村総会の構成員と地方議員とを同列に扱うことはできないこと	14
4	原判決が採用した判断枠組みに係る控訴人らの主張に理由がないこと ...	15
(1)	判例は、選挙制度の仕組みに関する規定の憲法適合性を判断するに当たり、立法府の広い裁量を認めていること	15
(2)	最高裁平成11年判決に基づく控訴人らの主張に理由がないこと	18
(3)	最高裁平成17年基準が本件にも適用されるとする控訴人らの主張に理由がないこと	20
(4)	本件各規定の憲法適合性を厳格な基準で判断しなければならない旨をいう控訴人らの主張に理由がないこと	22
5	原判決の当てはめに係る控訴人らの主張に理由がないこと	24
(1)	本件各規定は、社会経験から出てくる思慮と分別に着目して設けられた規定であること	24
(2)	本件各規定は「教育」の有無を基準とするものではないこと	25
(3)	議員に求められる資質が多様であるとしても、そのことから、本件各規定	

の合理性が否定されるものではないこと	26
第3 控訴人ら第14準備書面に対する反論	27
1 はじめに	27
2 本件報告書は本件各規定に合理的理由がないことを明らかにするものではないこと.....	27
3 本件各規定が職業選択の自由に違反しないこと	28
4 小括	29
第4 控訴人らの人証申出に対する意見	29
1 意見の要旨	29
2 理由	29
第5 結語	30

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする
との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とすること
を求める。

第2 被控訴人の主張

1 はじめに

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審口頭弁論で述べたとおりである。控訴人らは、2025年(令和7年)12月26日付け控訴理由書(以下「**控訴理由書**」という。)及び控訴人らの2026年(令和8年)3月19日付け第13準備書面において、原判決に誤りがある旨を種々主張するが、いずれも原審における主張の繰り返しか、独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎない。第1事件に係る訴えをいずれも却下し、第2事件控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は正当であり、本件控訴は理由がないから、いずれも速やかに棄却されるべきである。

以下、後記2ないし5項において、控訴理由書記載の控訴人らの主張に対し、必要な限度で反論した後、後記第3において、控訴人らの2026年(令和8年)5月27日付け第14準備書面(以下「**控訴人ら第14準備書面**」という。)記載の控訴人らの追加主張に対しても、必要な限度で反論を補足する。なお、略語は、特に記載のない限り原判決の例による(ただし、「原告能條」などの略語は「**控訴人能條**」などと読み替え、被控訴人が原審で提出した準備書面は「被

告準備書面(1)」などと表記する。))。

2 本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えは、いずれも不適法な訴えであること

(1) 本件地位確認の訴えについて

ア 控訴人能條及び控訴人久保の主張

原判決は、本件地位確認の訴えについて、立法権限を有する被控訴人との間ではなく、立候補の届出に係る受理の可否を審査する権限を有する選挙長を選任した選挙管理委員会が属する普通地方公共団体との間で確認されるべきものであり、本件地位確認の訴えに基づき被控訴人に対して確認判決を得ることが必要かつ適切であるということはできず、「即時確定の利益がないから」(下線は引用者による。以下同じ。)、の利益を欠き、不適法であると判示した(原判決23ページ)。

この点につき、控訴人能條及び控訴人久保は、「直接的には第三者との間の権利関係を訴訟物とする場合であっても、その権利関係の存否を確認することによって、被告に対する関係で、原告の法的地位の安定が得られるならば、そのような訴訟物についても確認の利益が認められる(新堂幸司『新民事訴訟法』[第6版]277頁、伊藤真『民事訴訟法』[第8版]201頁)」ことを前提に、「仮に普通地方公共団体を被告として地位確認の訴えが認容されたとしても、普通地方公共団体には、公選法を改廃する権限はなく、また、他の候補者や他の普通地方公共団体との間で選挙制度上、整合的な取扱いを確保する権限もない」から、「他の候補者や他の地域に対する法令適用に差異が生じ」、「選挙の自由公正の原則が著しく阻害され、これにより選挙無効(括弧内略)となる可能性も否定でき」ず、地方公共団体との間で控訴人能條及び控訴人久保の法的地位を確認しても、その「地位は終局的に実現されないおそれ」があるのに対し、被控訴人を相手方として本件各規定の違憲性の判断が示された場合には、「各普通地方公共団

体における法適用の不一致も含めた是正が期待され、選挙の自由公正の原則が害される事態を回避することができる」から、「控訴人能條及び控訴人久保は、被控訴人に対する関係で、自らの法的地位の安定が得られ」、「確認の利益が肯定される」などとして、上記原判決の判示を論難する(控訴理由書第5の1(2)・34及び35ページ)。

イ 被控訴人の反論

(ア) しかし、そもそも控訴人能條及び控訴人久保が主張の前提とする前記アの文献の記載は、即時確定の利益に関するものではなく、原判決が否定した即時確定の利益を肯定する根拠とはなり得ない。

すなわち、原判決は、確認の利益の3つの要素(いわゆる①方法選択の適否、②対象選択の適否、③即時確定の利益)のうち、③即時確定の利益を欠くことを理由に確認の利益を否定した(原判決23ページ)。この判断は、控訴人能條及び控訴人久保の法的地位に生じている不安、危険を除去するためには、普通地方公共団体を相手方として本件地位確認の訴えを提起することが適切であって、被控訴人を相手方として確認判決を得ることが必要かつ適切であるとはいえない、というものであり、法的地位に生じている不安、危険を除去するために誰を当事者とすることが適切であるか、すなわち、当事者の選択に関する問題である。これに対し、控訴人能條及び控訴人久保が前記アの主張の前提として挙げる「直接的には第三者との間の権利関係を訴訟物とする場合であっても、その権利関係の存否を確認することによって、被告に対する関係で、原告の法的地位の安定が得られるならば、そのような訴訟物についても確認の利益が認められる」との文献の記載(なお、この記載があるのは、「新堂幸司『新民事訴訟法』[第6版]277頁」である。)は、同文献において「(イ)確認対象の選択の適否」の小項目である「(c)」に記載されているように、当事者の選択ではなく、訴訟物の選択に関する問題である(同

273ページ)。加えて、上記文献には、上記引用に係る記載に続く括弧書きの中に「たとえば、自称債権者間で債権の帰属が争われる場合」と記載されている(同277ページ)。このように、自称債権者間で紛争となっている場合、一方の自称債権者が自らの法的地位の不安、危険を除去するためには、それを争っている他方の自称債権者を相手方として訴訟を提起すべきことは当然であるから、このことから、上記文献の記載が当事者の選択に関する問題についてのものでないことは明らかである。

このように、上記文献は③即時確定の利益に関するものではなく、②対象選択の適否に関するものであり、同文献の記載に係る「確認の利益」とは、②対象選択の適否との関係で肯定されるべき確認の利益に関するものである。

したがって、同文献の記載によっても原判決の否定した③即時確定の利益が肯定されることはない。なお、控訴人能條及び控訴人久保が挙げるもう一つの文献(伊藤眞『民事訴訟法』[第8版]201ページ)には、上記記載はなく、かつ、同文献の当該ページは、本件で問題となっていない当事者適格に関する記載がされている箇所である。

以上のとおり、控訴人能條及び控訴人久保の前記アの主張は、即時確定の利益を肯定する論拠とはなり得ない文献の記載部分を根拠として、即時確定の利益を欠くことを理由に確認の利益を否定した原判決を論難するものであって、およそ失当というほかない。

(イ) 仮にその点をひとまずおくとしても、本件地位確認の訴えにおいて控訴人能條及び控訴人久保が確認を求めるのは、控訴人能條につき次回の神奈川県知事選挙において、控訴人久保につき次回の京都市議会議員選挙において、それぞれ被選挙権を行使することができる法的地位である。そして、これらの法的地位の有無が具体的に問題となるのは、原判決(2

2 及び 2 3 ページ) が正当に判示するとおり、上記各選挙において立候補の届出を受けた選挙長が、当該届出の受理の可否を審査する場面なのであり、その審査権限を有するのは選挙長を選任した選挙管理委員会なのであるから、控訴人能條及び控訴人久保の上記法的地位に係る不安、危険を除去するためには、同地位の有無について、上記選挙長を選任した選挙管理委員会が属する普通地方公共団体との間で確認することが有効・適切であることは明らかである(答弁書第2の2・3から6ページ、被告準備書面(3)第1の2(1)イ・6から8ページなど参照。)

控訴人能條及び控訴人久保は、「仮に普通地方公共団体を被告として地位確認の訴えが認容されたとしても、普通地方公共団体には、公選法を改廃する権限はなく、また、他の候補者や他の普通地方公共団体との間で選挙制度上、整合的な取扱いを確保する権限もない」から、「他の候補者や他の地域に対する法令適用に差異が生じ」、「選挙の自由公正の原則が著しく阻害され、これにより選挙無効(括弧内略)となる可能性も否定でき」ないとして、普通地方公共団体に公選法の改廃権限がなく、全国の選挙制度の整合的な取扱いを確保する権限がないことを問題視する。しかし、控訴人能條及び控訴人久保が確認を求める法的地位は、法改正をすることなく導き出せるとの法解釈を前提とするものであるから(原判決21ページ)、本件地位確認の訴えにおいて、公選法の改廃権限は問題とならない。また、確認の利益は、当該事件の原告と被告との間でその有無が問題とされるものであるから、他の候補者や他の普通地方公共団体との関係は控訴人能條及び控訴人久保の確認の利益の有無と関係がない。

このように、控訴人能條及び控訴人久保の前記アの主張は自らの法的地位や利益と関係のない事情を持ち出して、確認の利益が認められると強弁するものにすぎない。

(ウ) 以上のとおり、本件地位確認の訴えは即時確定の利益がないから、確認の利益を欠き、不適法であるとした原判決は正当である。

(2) 本件違法確認の訴えについて

ア 控訴人能條及び控訴人久保の主張

控訴人能條及び控訴人久保は、本件違法確認の訴えについて、大要、次のとおり主張する。

(7) 原判決は、本件違法確認の訴えが確認の利益を欠くと判断するに当たり、次回の選挙において被選挙権を行使することができる地位にあることについて、普通地方公共団体を被告とした地位確認の訴えを提起することができることを挙げる。しかし、本件違法確認の訴えは、控訴人能條及び控訴人久保が主張する法解釈（「公選法10条1項4号及び5号が違憲無効と判断されれば、法改正を経ることなく控訴人能條及び控訴人久保が次回選挙で被選挙権を行使し得るという解釈」）を採用することができない場合に備えた予備的請求であり、裁判所が当該解釈を採用できないと判断した場合に初めて、本件違法確認の訴えが有効適切に機能することとなる。そうであるとすれば、この点について判断することなく、本件違法確認の訴えによることの適切性を否定することはできないから、原判決には理由不備の違法がある（控訴理由書第5の2(2)ア・36及び37ページ）。

(イ) 原判決は、本件違法確認の訴えが確認の利益を欠くと判断するに当たり、被選挙権を有する者の資格について、その内容等が憲法上一義的に定められているとはいえないことを挙げるが、「憲法上一義的に定められていること」は違法確認の訴えの利益が肯定されるための要件ではない。また、「憲法上一義的に定められているか否か」は、憲法の文言それ自体からでなく、控訴人能條及び控訴人久保が主張する憲法解釈を前提として判断されるべきものであるから、控訴人能條及び控訴人久保が主張す

る憲法解釈を基礎としていない原判決には、本案の判断を先取りした誤りがある(控訴理由書第5の2(2)イ・37から39ページ)。

イ 被控訴人の反論

(7) 前記ア(7)の点に係る控訴人能條及び控訴人久保の主張は判然としなが、本件違法確認の訴えが予備的請求として構成されているとしても、控訴人能條及び控訴人久保が被選挙権を行使することができる地位にあることと被選挙権の行使をさせないことが違法であることは両立する事柄である。控訴人能條及び控訴人久保が主張する法解釈を採用することができない場合に備えて予備的請求としたことは、本件地位確認の訴えとの関係で、本件違法確認の訴えを予備的請求に位置づけた動機にすぎない。したがって、原判決が控訴人能條及び控訴人久保において、被選挙権を行使することができる地位にあることについて、普通地方公共団体を被告とした地位確認の訴えを提起することができることをもって、被控訴人との関係で本件違法確認の訴えをする利益がないことを基礎づける事情としたことは何ら論理性を欠くものではない。

そして、原判決は、前記ア(イ)の事情(被選挙権を有する者の資格について、その内容等が憲法上一義的に定められているとはいえないこと)を考慮すると、普通地方公共団体を被告とする地位確認の訴えではなく本件違法確認の訴えによることは、一般的・抽象的な形式で立法不作為が違法であることの確認を求めるものといわざるを得ず、前記ア(7)の事情と合わせ、確認の利益を欠くものと判断したものと考えられる。

このような原判決の判断に、主文を導くに足りる理由に不備があるとはいえないことは明らかであるから、控訴人能條及び控訴人久保が主張する上記法解釈の採否の判断が示されなかったとしても、原判決に理由不備の違法があるとはいえない。

(イ) また、前記ア(イ)の点について、被告準備書面(3)第1の3(2)(10か

ら13ページ)で述べたとおり、本件違法確認の訴えが適法であるというためには、少なくとも問題となる権利の基本的な内容が憲法上一義的に定められていることが必要であるから、これと同旨をいう原判決は正当である。

控訴人能條及び控訴人久保は、「憲法上一義的に定められているか否か」は同人らが主張する憲法解釈を前提として判断すべきであるなどと主張するが、そもそも違法確認の訴えに関して問題となる権利の基本的な内容が憲法上一義的に定められていることを要求する趣旨は、そのような基本的な内容の一義性のゆえに、国(国会)の立法義務(及び義務違反)を確認したとしても「国会の立法における裁量権等に不当に影響を及ぼすことになるとは考え難い」(最高裁令和4年判決)と解され、また、個々の国民が有する「憲法上の権利に係る法的地位に現実の危険が生じている」(最高裁令和4年判決)と解される点にある(大竹敬人「最高裁判所判例解説」法曹時報76巻1号361ページ)。このことからすれば、「憲法上一義的に定められているか否か」は、司法権の限界(法律上の争訟性)をも画する基準であるといえ、このような性質に鑑みれば、裁判所が、当事者の主張する憲法解釈を前提として判断すべきものでないことは明らかである。

したがって、控訴人能條及び控訴人久保の前記ア(イ)の主張は理由がない。

(ウ) 以上のとおりであるから、本件違法確認の訴えは、確認の利益を欠くものといえ、これと同旨の原判決は正当である。

3 原判決に判断の遺脱等がある旨をいう控訴人らの主張に理由がないこと

(1) 本件各規定の憲法適合性については、国会に広い立法裁量があることを前提として、本件各規定に合理性があるか否かを判断すれば足りるから、原判決に判断の遺脱等がないこと

ア 控訴人らの主張

控訴人らは、「本件における重要な争点は、本件各規定(被選挙権の年齢要件)が、憲法上控訴人らに保障された被選挙権を制約する規定なのか、それとも憲法上控訴人らに被選挙権は具体的に保障されておらず、同条の年齢を満たすと初めて被選挙権が保障されることとなるという意味で権利創設規定なのかという点にあった」とした上で、「法令の憲法適合性の判断枠組みを導くためには、①当該権利が個々の当事者に具体的に保障されていること、②その権利に対する具体的制約が生じていること、という二つの点が論理的に先行して確認されなければならない」にもかかわらず、原判決が「控訴人らに生じた権利侵害の有無に関する判断を避け、選挙制度構築に関する一般論へと問題をすり替えた結果、本件に妥当しない誤った判断枠組みを提示するに至った」ものであるから、原判決には判断の遺脱又は理由不備の違法がある旨主張する(控訴理由書第2の1及び2・5から7ページ)。

イ 被控訴人の反論

控訴人らの前記アの主張は、次に述べるとおり、制度に依存する権利である被選挙権の特殊性を無視し、独自の見解に基づいて原判決を論難するにすぎないものであって、理由がない。

(ア) 本件で問題となる被選挙権は、選挙を通じて公職者になる資格であり、当选すれば公職者となることのできる権利でもあるとされている(乙1・450ページ)。憲法上、その資格を与えられる者の範囲について明示的な規定は設けられておらず(15条3項参照)、両議院の議員の資格について、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない旨を規定するほかは、法律でこれを定めるとするのみである(44条)。

このことからすれば、国政選挙に関する議員の資格(被選挙権)に関し

では、憲法上、それが参政権の一種として「国民」に与えられるということ以上の具体化はされていないといえ、その具体的な在り方は原則として法律の定めるところに委ねられるという趣旨を明らかに読み取ることができるのであるから、44条に列举した事項以外の問題を広く立法裁量に委ねているといえる(乙14・149ページ参照)。

また、地方議員及び都道府県知事の被選挙権に関しても、憲法上、その資格を与えられる者の範囲について明示的な規定が設けられていない一方、地方公共団体の組織及び運営に関する事項が法律で定められるとされていること(92条)からすると、憲法は、地方議員及び都道府県知事の被選挙権の年齢要件についても、広く立法裁量に委ねているといえる。

以上の点は、被控訴人が原審において繰り返し述べ(被告準備書面(1)第2の3(2)・6及び7ページ、被告準備書面(2)第2の2(2)イ・7及び8ページ、被告準備書面(3)第4の2(2)イ・23及び24ページなど)、原判決(26及び27ページ)も正当に判示するとおりである。

(イ) 前記(ア)で述べた点に照らせば、被選挙権は、制度として定められることによって保障内容が具体的に形成されるという意味で、制度に依存する権利であるといえ、年齢要件を定めた具体的な制度が、国会の広い立法裁量を考慮してもなおその限界を超えるものとして、これを是認することができない場合に、初めて憲法に違反することになる(被選挙権の侵害となる)と解すべきである(原判決27ページ)。この点に関しては、

「制度形成の問題だとされる場合、法律による規律は、第一義的には権利の制限ではなく、いわばゲームのルールを定めるようなものと観念される」(小山剛「憲法上の権利」の作法 第3版)165ページ(乙17))とも論じられているところであり、制度(本件各規定)の合理性の有無に関する判断を離れて、控訴人らに被選挙権の保障があるか否かを判断す

べきものではなく、その必要もない(なお、後記4(1)イで述べるとおり、選挙制度に係る規定の憲法適合性に関し、これを権利の制限として捉えるのではなく制度形成の問題として捉える判断枠組みは、累次の大法廷判決の趣旨とするところである。))。

このように、控訴人らは被選挙権の特殊性を無視した上で争点の理解を誤ったものであり、原判決が「控訴人らに生じた権利侵害の有無に関する判断を避け」たなどとする控訴人らの前記アの主張は、失当というほかない。

(ウ) したがって、控訴人らの前記アの主張は理由がない。

なお、控訴人らは、被控訴人が「控訴人らに被選挙権の保障が及ぶことを前提とする主張も行っていた」(控訴理由書第2の1・6ページ)とも主張する。しかし、被控訴人は、例えば、被告準備書面(3)第4の2(2)イ及びウ(23及び24ページ)において、「被選挙権の主体については、憲法上、それが参政権の一種として「国民」に与えられるということ以上の具体化はされて」おらず、控訴人らが「問題とする各選挙の被選挙権を当然に有する者ではなく、本来であれば行使できるはずの権利の行使が制限されているという事情は存在しない」と明確に主張している。

このように控訴人らは、被控訴人の主張の理解をも誤っており、その謝った理解に基づき、原判決の理由不備や判断遺脱を主張しているにすぎない。

(2) 町村総会の構成員と地方議員とを同列に扱うことはできないこと

ア 控訴人らの主張

控訴人らは、「住民自治原則(憲法92条、93条)が要請する直接民主制的性格を踏まえると、直接民主制を採る場合に政治参加をする権利を有すると想定される者、すなわち町村総会に参加することのできる成年者には、「地方自治の本旨」(憲法92条)に基づき、地方議会議員の選挙に係る

立候補の自由が憲法上保障されていると解される」旨主張する(控訴理由書第2の3・7及び8ページ)。

イ 被控訴人の反論

しかし、控訴人らの主張は、全く異なる町村総会と地方議会を住民自治原則が要請する「直接民主制的性格」という抽象的な言葉で強引に結び付け、あたかも町村総会の構成員の資格が地方議会議員の資格と一致するかのように強弁しているにすぎず、論理的に破綻している。

まず、仮に住民自治(地方自治が住民の意思に基づいて行われること)が直接民主制を要請していると解したとしても、議事機関として議会を設置する旨を定める憲法93条は、地方の政治についても代表民主制を基本としていると解されるので、住民自治から直ちに直接民主制が帰結するわけではない。

また、被告準備書面(3)第7の2(27から29ページ)で述べ、原判決(32ページ)も正当に判示するとおり、地方議員は、当該普通地方公共団体の住民の直接選挙により選出され、住民の代表として、その意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務(住民の負託を受けた議員としての責務)を負うのに対し、町村総会の構成員は、住民の負託を受けておらず、上記責務を負っていないという大きな違いがある。このことからすれば、町村総会の構成員の資格の問題と地方議員の資格の問題とを同列に扱うことはできないというのが、むしろ当然の帰結となるはずである。

このように、控訴人らの前記アの主張は、前提を誤っているのみならず、およそ論理が破綻しているというほかなく、理由がない。

4 原判決が採用した判断枠組みに係る控訴人らの主張に理由がないこと

- (1) 判例は、選挙制度の仕組みに関する規定の憲法適合性を判断するに当たり、立法府の広い裁量を認めていること

ア 控訴人らの主張

控訴人らは、原判決が、最高裁判所昭和51年4月14日大法廷判決(民集30巻3号223ページ。以下「**最高裁昭和51年判決**」という。)と同一の判断枠組みを採用したという理解を前提に、①同判決の事案は選挙の効力を争う選挙無効訴訟であったこと、②同判決において広範な立法裁量を認める根拠とされた事情が、本件では認められないこと、③被選挙権を与えられる者の範囲について明文規定が存在しないことや憲法44条ただし書に列举されていない事由であることは、広範な立法裁量を認める根拠とならないとした上で、広範な立法裁量の存在を前提に、最高裁昭和51年判決と同一の判断枠組みを採用した原判決は、同判決の射程を誤ったものであると主張する(控訴理由書第3の2(1)・10から17ページ)。

イ 被控訴人の反論

(7) 前提として、原判決(26及び27ページ)は、選挙制度の仕組みを定める本件各規定の憲法適合性の判断枠組みとして、代表民主制の下における選挙制度に論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけではないことや、本件で問題となる被選挙権について、憲法上、その主体に関する特段の定めがないことなどを指摘して、国会の広い立法裁量を認めた上で、「憲法が国会に委ねた裁量権を考慮してもなおその限界を超えるものとして、これを是認することができないとされる場合に、初めて憲法に違反することになるものと解すべきである」旨判示したものである。そして、このような判断枠組みは、最高裁昭和51年判決以降、累次の大法廷判決の趣旨とするところであって、控訴人らが挙げる最高裁判所平成11年(行ツ)第8号同年11月10日大法廷判決(民集53巻8号1577ページ。以下「**最高裁平成11年判決①**」という。)や、最高裁判所平成11年(行ツ)第35号同年11月10日大法廷判決(民集53巻8号1704ページ。以下「**最高裁平成11年判決②**」といい、

最高裁平成11年判決①と併せて、単に「最高裁平成11年判決」ということがある。)も同様である。

これに対し、控訴人らは、選挙制度の設計における考慮要素が無数にあり、その設計いかんで民意の反映の程度が大きく変わり得るという事情が、最高裁昭和51年判決「において広範な立法裁量を認める根拠とされた事情」である旨主張するが(前記ア②)、例えば最高裁平成11年判決を見れば明らかなとおり、判例は、控訴人らが挙げる事情を特段指摘することなく、代表民主制の下における選挙制度に論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけではなく、憲法上も、両議院の議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の広い裁量に委ねているのであることを指摘し、一般論として、選挙制度の仕組みに係る国会の広範な立法裁量を認めているのであり、控訴人らの上記主張は、判例の理解を誤るものである。

- (イ) また、控訴人らは、最高裁昭和51年判決や最高裁平成11年判決の事案が、客観訴訟である選挙無効訴訟であったことを指摘するが(前記ア①)、いずれの判決も選挙制度の合憲性について判示したものであることに変わりはない上、客観訴訟で示された合憲性の判断枠組みが主観訴訟になると適合しなくなる論拠も示されていない。かえって、例えば平等原則違反のように、ある規定の憲法適合性に関して、客観訴訟の場合と主観訴訟の場合とで同じ問題が生じる場面を容易に想定でき、その場合は同じ判断枠組みを用いることが合理的というべきであるから、控訴人らの上記主張は独自の見解を述べるものというほかない。

控訴人らは、客観訴訟(選挙無効訴訟)の場合、「その違憲判断は原則として選挙全体の無効をもたらすものであり、違憲判断のハードルは当然に高くなる」(控訴理由書第3の2(Ⅰ)ア・11ページ)と主張して、主観訴訟との違いを強調するようであるが、客観訴訟であろうと、主観訴訟

であろうと、裁判所の違憲判断の影響は極めて大きいものであり、主観訴訟であれば違憲判断のハードルが低くてよいとの控訴人らの主張自体、何の論拠にも基づかない独自の見解にすぎない。

- (ウ) さらに、控訴人らは、原判決が、被選挙権の主体に関する立法裁量を導くに当たり、憲法上被選挙権に関する明文規定がないことや憲法44条ただし書の列举事由に当たらないことを根拠とした点を論難する(前記ア③)。

しかし、前記(ア)で述べたとおり、代表民主制の下における選挙制度に論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけではないことに加えて、憲法上、被選挙権に関し、選挙権と異なり、その資格が与えられる者の範囲について明示的な規定が設けられておらず、かつ、限定する規定も設けられていない。このことからすれば、被選挙権の主体に関する範囲や基準が定まっているとはいえず、その設定は国会の立法裁量に委ねられていると解するのが合理的である。このように憲法上被選挙権に関する明文規定がないことや憲法44条ただし書の列举事由に当たらないことは、被選挙権の主体に関する国会の広範な立法裁量を導き出す上での十分な根拠となるものであって、原判決の判断に何ら誤りはない。結局のところ、控訴人らの上記主張は、被選挙権の主体と選挙権の主体を同一にすべきであるとする考え方を所与の前提として、憲法上被選挙権に関する明文規定がないことや憲法44条ただし書の列举事由に当たらないことが立法裁量を導くものではない旨をいうものであって、その前提に誤りがあるというほかない。

- (エ) 以上のとおりであるから、控訴人らの前記アの主張は理由がない。

(2) 最高裁平成11年判決に基づく控訴人らの主張に理由がないこと

ア 控訴人らの主張

- (ア) 控訴人らは、最高裁平成11年判決①が最高裁昭和51年判決と「同

様の判断枠組みを示しながら、重複立候補を制限する規定が被選挙権制限の規定であることを重視して(中略)「合理的な理由」という慎重な審査が求められることを示した」のに対し、原判決は、「被選挙権年齢を制限することの必要性・合理性を積極的に認定することなく、単に不合理でないから合憲であるとし」ており、最高裁平成11年判決①の事案よりも緩やかな審査をしている誤りがある旨主張する(控訴理由書第3の2(2)・17及び18ページ)。

- (1) また、控訴人らは、最高裁平成11年判決②が「被選挙権の重要性から、実質的にその立法裁量の範囲を限定し、その審査を一定程度厳格にしている」ところ、本件は「被選挙権の行使が根底から剥奪されていることの憲法適合性が問われている事案であるから、より一層、国会に広範な立法裁量を認めることはできない」旨主張する(控訴理由書第3の2(3)・19及び20ページ)。

イ 被控訴人の反論

- (7) 前記(1)イで述べたとおり、最高裁平成11年判決は、選挙制度の仕組みに係る国会の広い裁量を肯定した上で、国会の具体的に定めたところが、憲法上の要請等に反するため、国会の広い裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めて憲法に違反することになる旨判示しているのであり、このような判断枠組みは原判決(26及び27ページ)と何ら異なるところがない。

控訴人らは、最高裁平成11年判決①が「「合理的な理由」という慎重な審査が求められることを示した」などと主張するが、その判示から明らかとなっており、同判決は、重複立候補制が憲法上の要請に反するものであるか否かを審査するに当たり、それが選挙権の自由な行使と表裏の関係にある立候補の自由を制限するものであること(ここで被選挙権を有する者を念頭に置いていることは明らかである。)から、一定の要件を満

たす者に限定することについて合理的な理由がない場合には、憲法上の要請に反し得ることを示したものにすぎない。このように、合理的な理由がないと積極的に認定できる場合であれば憲法上の要請に反すると考え得ることは当然であり、同判決の当てはめに係る部分にこのような判示があるからといって、同判決が、その前提として示された判断枠組みと異なる審査が求められている旨を示したなどとは解し得ない。

本件では、そもそも選挙権年齢と被選挙権年齢とを同一にしなければならないという憲法上の要請があるわけではなく、選挙権を有することから直ちに控訴人らが問題とする各選挙の被選挙権を当然に有するものでもない。換言すれば、控訴人らについて、本来であれば行使できるはずの権利の行使が制限されているという事情は存在しないから、控訴人らが引用する判示との関係で、本件と最高裁平成11年判決①とは事案を異にする。

したがって、控訴人らの前記ア(7)の主張は理由がない。

(イ) また、最高裁平成11年判決②についても、前記(7)で述べたのと同様、控訴人らが引用する判示部分は、被選挙権を有する者を念頭に置いている点で本件とは事案を異にする。

また、この点をおくとしても、当該事案では、「合理性を有するとは到底考えられないような程度に達しているとまでは断定し難い」という、「およそ他に例を見ない緩やかな審査がされている」(乙17・165ページ、甲B80・204及び205ページ)のであるから、控訴人らの前記ア(イ)の主張(「被選挙権の重要性から、実質的にその立法裁量の範囲を限定し、その審査を一定程度厳格にしている」)は前提を欠く。

したがって、控訴人らの前記ア(イ)の主張は理由がない。

(ウ) 以上のとおりであるから、控訴人らの前記アの主張は理由がない。

(3) 最高裁平成17年基準が本件にも適用されるとする控訴人らの主張に理由

がないこと

ア 控訴人らの主張

控訴人らは、被選挙権が選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、憲法15条1項の保障する重要な基本的人権であることを挙げて、「憲法に明示的な規定が存在するか否かはそれ自体で結論を導く根拠とはならない」とか、公職者として選定された場合に公的職務に従事することが予定されていることは、上述した被選挙権の性質を左右するものではないなどとして、最高裁平成17年基準を採用できないとした原判決は誤りである旨主張する(控訴理由書第3の3(2)・21及び22ページ)。

イ 被控訴人の反論

しかし、その判示(原判決28及び29ページ)から明らかなおとおり、原判決が最高裁平成17年基準を採用できないと判断した理由は、本件で問題となる被選挙権が、選挙権や国民審査に係る審査権とは異なり、憲法に明記された主権者の権能である公務員の選定罷免権の一内容とはいえないこと、その資格が与えられる者の範囲について明示的な規定がないこと、及び実際に公職者に選定された場合にはその行使により行為が完結することなく、一定期間の公的職務への従事が想定されるという点において重大な差異があり、したがって、憲法上の保障につき、選挙権や国民審査に係る審査権と被選挙権とを同一視することができない点にある。

そうであるところ、控訴人らの前記アの主張は、被選挙権が選挙権の自由な行使と表裏の関係にあることのみを根拠として、このような選挙権等と被選挙権の重大な差異を無視するに等しいものであり、全く合理性がない。このような主張は、前記3(1)イで述べたとおり、制度に依存する権利である被選挙権の特殊性を無視し、それが参政権の一種として「国民」に与えられるという権利の側面を過度に強調するものであるといえ、累次の判例の立場とも整合しない。

したがって、控訴人らの前記アの主張は理由がない。

(4) 本件各規定の憲法適合性を厳格な基準で判断しなければならない旨をいう
控訴人らの主張に理由がないこと

ア 控訴人らの主張

控訴人らは、「治者と被治者の自同性概念は選挙権年齢と被選挙権年齢の一致を要請する概念として理解されていること」や、「普通選挙制度原則は、選挙権のみならず被選挙権をもその保障対象に含むものとして理解されていること」を挙げ、これらを否定した原判決の判断には誤りがある旨主張する(控訴理由書第3の4(2)・25ページ)。

また、控訴人らは、上記の点に加えて、被選挙権が重要な基本的人権であることや、本件各規定による被選挙権の制限が重大なものであることを考慮すれば、国の立法裁量は大きく縮減されるべきであり、本件各規定の憲法適合性を厳格な基準によって判断すべきである旨主張する(控訴理由書第3の4(3)・25から28ページ)。

イ 被控訴人の反論

(7) この点、被控訴人が原審において繰り返し述べ(被告準備書面(2)第3の1(2)・9から11ページまで、被告準備書面(3)第2の2・15及び16ページ)、原判決(30ページ)も正当に判示するとおり、治者と被治者の自同性という概念の本質は、統治の關係に国民の自律性を認めるといふ点にあるといえ、統治する者と統治される者とが全く同一であることまで求める概念ではないし(乙15)、普通選挙制度の保障が被選挙権にも及ぶとする見解が普遍的なものであるともいえない(乙14・152ページなど)。控訴人らは、樋口陽一教授の見解(甲B81)を引用して、治者と被治者の自同性の概念が選挙権年齢と被選挙権年齢の一致を要請している旨主張するが、その引用箇所の前に「(引用者注：被選挙権に係る年齢要件の) 違憲性を問題にする見解はないようであるが」(甲B81・

61ページ)と記載されていることや、同教授自身、「違憲の疑いを問題にする余地がある」(同ページ)とするにとどまることからすれば、控訴人らの引用部分は、被選挙権に係る年齢要件の憲法適合性を議論の対象(論点)として取り上げる余地があり得ることに言及したものにすぎないとみるべきである。

したがって、憲法上、選挙権の年齢と被選挙権の年齢とを一致させることが要請されているとはいえず、かえって、前記3(1)イで述べたとおり、被選挙権の年齢要件を広く立法裁量に委ねる趣旨と解されるから、控訴人らの前記アの主張は理由がない。

- (1) 控訴人らは、被選挙権が重要な基本的人権であることや、本件各規定が控訴人らの被選挙権に対する重大な制約であることなどを種々主張するが、前記(3)イで述べたとおり、これらの主張は、制度に依存する権利である被選挙権の特殊性を無視し、本件が第一義的には権利の制限の問題ではないことを見誤るものである。

前記(1)イで述べたとおり、累次の判例は、代表民主制の下における選挙制度には論理的に要請される一定不変の形態が存在するものではなく、両議院の議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の広い裁量に委ねていることを根拠として、具体的に定めた仕組みがこのような国会の広い裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである旨を一般論として判示しているのであって、このような判断枠組みを提示するに当たり、権利の制約の有無やその程度等の事情を何ら問題としていない。

なお、控訴人らは、供託金制度の合憲性に係る裁判例(東京地裁令和元年5月24日判決)を挙げるが、そもそも当該事案において本件各規定(被選挙権の年齢要件)の憲法適合性は争われていないのであるから、本

件の参考となるものではない。

(ウ) 以上のとおりであるから、控訴人らの前記アの主張は理由がない。

5 原判決の当てはめに係る控訴人らの主張に理由がないこと

(1) 本件各規定は、社会経験から出てくる思慮と分別に着目して設けられた規定であること

ア 控訴人らの主張

控訴人らは、衆議院議員の被選挙権年齢に関する議論を挙げて、「現行の被選挙権年齢の制定過程から確認できるのは、選挙権年齢と被選挙権年齢を一体として引き下げるという判断のみであり、被選挙権年齢を選挙権年齢より高く設定する理由として、「社会経験に基づく思慮と分別」といった観点が具体的に議論された事実は見当たらない」から、「社会経験に基づく思慮と分別を理由として被選挙権年齢が定められたとする理解は、立法事実による裏付けを欠く」旨主張する(控訴理由書第4の2(1)ア・29及び30ページ)。

イ 被控訴人の反論

本件各規定は普通地方公共団体の長及びその議会の議員に関する規定であって、控訴人らが衆議院議員の被選挙権年齢に関する議論について指摘する趣旨は判然としないものの、被告準備書面(1)第2の4(1)イ(8ページ)で述べ、原判決(27ページ)も正当に判示するとおり、昭和21年10月から昭和22年5月にかけて行われた地方制度の改正の検討過程においては、「議員となり或は市町村長の公職に就いて、複雑多岐な公務に携わり誤りなきを期せしむる爲には、相當の知識や豊富な経験を必要とし、特殊の者は別として、一般に成年に達したといふだけでは未だ不充分と考へられる」(乙4の2・1207ページ)との理由により、被選挙権の年齢を選挙権の年齢と同一とはしなかったと説明されており、これが社会経験に基づく思慮と分別という観点と同趣旨をいうものであることは明らかで

ある。

また、普通地方公共団体の長のうち都道府県知事について、特に年齢要件を加重(満30歳以上)した趣旨は、被告準備書面(1)第2の4(2)(9及び10ページ)で述べ、原判決(27ページ)も適切に判示するとおり、独任制の機関として自己単独で団体の最終意思を決定する地位にある者であって相当の経験を要求されることなどが理由とされているのであって、同様に社会経験に基づく思慮と分別という観点が示されている。

そして、これらの点については、国会の議論においても、政府委員から、「選ばれる者は単に選ばれるだけではなくして、更に選ばれた後に於て、國政なり地方自治に參與するものであるから、より多く経験を必要とすると云ふやうな見地から、選挙権よりも被選挙権の年齢を高めると云ふのが、やはり理論的の一つの歸結だらうと云ふ¹」のであります、「府縣知事は所謂議決機關を構成します者と違ひまして、常時やはり其の任にありまして、百般の行政の執行に當る者でありますから、そこに相當の経験を必要とすることは當然の歸結ではないだらうか、斯様に考へたのであります」(乙4の1・613ページ)などと説明され、社会経験の多少を示す物差しとして年齢という客観的要素を用いる考え方が示されている。

以上によれば、本件各規定が、社会経験から出てくる思慮と分別に着目した規定であることは明らかであるから、控訴人らの前記アの主張は理由がない。

(2) 本件各規定は「教育」の有無を基準とするものではないこと

ア 控訴人らの主張

控訴人らは、社会経験の多少を示す物差しとして年齢を用いることが、「その実質において、個人の能力の有無を基準として被選挙権の行使主体

¹ 「思ふ」の誤記と解される(昭和21年8月5日「第90回帝国議会 衆議院 東京都制の一部を改正する法律案外三件委員会 第10号」165ページ参照)。

を区別するものである」などとして、これが「間接的に能力による差別を構成するものであり、憲法44条但書が禁止する教育(能力)による差別に該当する」旨主張する(控訴理由書第4の2(1)イ・30及び31ページ)。

イ 被控訴人の反論

控訴人らの前記アの主張は、結局のところ、社会経験に基づく思慮と分別を考慮することが「物事の道理を判断する能力」に着目するものであるという、原審における主張を繰り返すものであって、この主張に理由がないことは、被告準備書面(4)第2の3(2)(9から11ページ)で述べ、原判決(31ページ)も適切に判示するとおりである。本件各規定は、飽くまで社会経験の多少を示す物差しとして年齢という客観的要素を用いているにすぎず、教育(知的能力)の有無を基準とするものではない。

(3) 議員に求められる資質が多様であるとしても、そのことから、本件各規定の合理性が否定されるものではないこと

ア 控訴人らの主張

控訴人らは、「政治家として必要な資質は、社会経験や思慮分別に限られない」から、「社会経験に基づく思慮と分別という一面のみに依拠して本件各規定の合理性を肯定し」た原判決の判断の前提に誤りがある旨主張する(控訴理由書第4の2(1)ウ・31及び32ページ)。

なお、控訴人らは、民主主義国家において、「議員に求められる(中略)資質の存否や優劣は、選挙という過程を通じて、主権者である国民・住民が選別することで判断されるべきものであり、あらかじめ特定の資質を有すると評価された者のみを政治参加の主体として選別することは予定されていない」とも主張しており、これは被選挙権年齢と選挙権年齢を一致させるべき旨の主張と解されるが、この点に対する反論は前記4(3)イで述べたとおりである。

イ 被控訴人の反論

仮に控訴人らが主張するとおり、地方議員や都道府県知事に求められる資質が多種多様なものであることを前提としたとしても、そのことは、これらの職に就く者に相当の知識や豊富な経験が要求されることと矛盾しないから、社会経験に基づく思慮と分別に着目することの合理性を何ら否定するものではない。

控訴人らの前記アの主張は、結局のところ、憲法適合性に係る原判決の判断枠組みを無視し、原判決の当てはめが控訴人らの判断枠組みと整合しないことを論難するにすぎないものであるから、理由がない。

第3 控訴人ら第14準備書面に対する反論

1 はじめに

控訴人らは、2026年(令和8年)5月27日付け第14準備書面において①全国知事会が被選挙権年齢の引下げを求めて公表した報告書(以下「本件報告書」という。甲B92)が本件各規定に合理性がないことを示し、②本件各規定が職業選択の自由(憲法22条1項)に違反するとの主張を新たに追加する。

2 本件報告書は本件各規定に合理的理由がないことを明らかにするものではないこと

控訴人らは、本件報告書が被選挙権年齢と選挙権年齢との間に差異を設けている現行制度の合理性に疑義が呈されていることを紹介するとともに、被選挙権年齢を選挙権年齢へ段階的に引き下げるといった考え方も示しつつ、被選挙権年齢の引下げを求めており、本件各規定が定める年齢設定に合理性がないことを強く推認させると主張する(控訴人ら第14準備書面第1の1・5及び6ページ)。

しかし、本件報告書の「3 研究会としての提言」においては、「若者の政治参加を促進し、その世代の候補者を国や地方の代表者として選択する可能性を広げる。その結果として投票率の向上にもつながるものと考えられ、国民の政

政治参画を高めるためにも、被選挙権年齢を改めるべきである。」「被選挙権年齢の引き下げの具体的方法については、(中略)公職の種類ごとにその職務、職責が異なるといった事情等も考えられ、引き下げの具体化に向け、国会において早急に議論されることが望ましい。」(甲B92・5ページ)と記載されている。

この記載のとおり、本件報告書は、投票率の向上など国民の政治参画を高めるという効果を期待して、被選挙権年齢の引下げについて国会において議論することを提言するものであり、現状の被選挙権年齢が不合理であると述べるものではない。かえって、被選挙権年齢引下げは立法を通じて実現するものとして、国会の立法裁量の範囲内の問題であることを前提としているといえる。

なお、本件報告書の「2 研究会における議論」において、「被選挙権年齢が選挙年齢と違うことには合理性がないのではないか。」といった意見が出されたことが紹介されているが(甲B92・5ページ)、そのような一意見が本件報告書を作成した研究会や全国知事会の意見ではないことは明らかである。

したがって、本件報告書は本件各規定に合理的理由がないことを明らかにするものではない。

3 本件各規定が職業選択の自由に違反しないこと

控訴人らは、地方議会議員や都道府県知事も憲法22条1項の「職業」に含まれ、本件各規定は、重要な公共利益のための必要かつ合理的なものでないため憲法22条1項に違反し違憲無効であると主張する(控訴人ら第14準備書面第2・7ページ以下)。

しかし、地方議会議員や都道府県知事のような直接公権力を行使する者については、憲法22条の保護領域に含まれないというべきであり、これらの公職は憲法22条の「職業」には当たらないことから(渡辺康行ほか「憲法Ⅰ 基本権(第2版)」345ページ)、控訴人らの主張は前提を欠いている。

また、仮にこれらの公職が憲法22条の「職業」に当たるとしても、直接公権力を行使する点で他の職業とは異なる性質を有し、参政権としての性格を有

することは否定できないはずである。このような性格を踏まえれば、本件各規定の合憲性については、控訴人らが主張する判断枠組み(控訴人ら第14準備書面第2の3・12ページ以下)が妥当するものではなく(乙10の1・13及び14ページ参照)、前記第2の3(1)イで述べた、制度に依存する権利としての被選挙権の特殊性を踏まえた判断枠組みによるべきである。

そして、同判断枠組みに従えば、本件各規定が合憲であることは、これまで被控訴人が主張し、原判決が適切に判断するとおりであり(原判決26ページ以下)、本件各規定が控訴人らの職業選択の自由に違反するものとはいえない。

4 小括

以上のとおり、控訴人らが新たに追加した主張はいずれも失当であり、本件各規定は合憲である。

第4 控訴人らの人証申出に対する意見

1 意見の要旨

控訴人らの2026年(令和8年)4月28日付け証拠申出書による当事者尋問の申出は、証拠調べの必要性を欠くものであるから、速やかに却下されるべきである。

2 理由

控訴人らは、本件各規定に係る被控訴人の立法不作為によって精神的損害を被った旨主張し、当該損害の発生を立証するために控訴人らに対する尋問を求めている。

しかし、原判決が適切に判示するとおり、「被告において、原告らが被選挙権を行使するのに必要な諸規定を整備する法改正をしなかったことが違法な立法不作為に当たるものということとはできない」から(原判決35ページ)、本件において、損害の発生の有無は問題とならない。

したがって、損害の発生の立証のための当事者尋問は必要性がない。

第5 結語

以上のとおり、原判決の判断は正当であり、これを論難する控訴人らの主張はいずれも理由がないから、本件控訴はいずれも速やかに棄却されるべきである。

以 上